

# 愛 媛 県 報

発 行 **愛 媛 県** 

印 刷 岡田印刷株式会社

平成14年4月1日月曜日 第1343号外6

<b>&gt;</b>	目	次	<b>\</b>
	規	則	

規 則

# ○愛媛県規則第43号

医療法施行細則を次のように定める。

平成14年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

## 医療法施行細則

医療法施行細則(昭和24年愛媛県規則第38号)の全部を改 正する。

(趣旨)

- 第1条 この規則は、医療法施行令(昭和23年政令第326号。以下「政令」という。)及び医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、医療法(昭和23年法律第205号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
  - (書類の様式)
- 第2条 次の表の左欄に掲げる書類の様式は、同表の右欄に 掲げるとおりとする。

項	左 欄	右	樶
1	省令第1条第1項 の申請書	病院(診療所 書(様式第 1 <sup>-</sup>	)開設許可申請号)
2	省令第1条第5耳の申請書	意療所療養病 書(様式第2 <del>:</del>	末設置許可申請 号)
3	省令第2条第1項 の申請書	到 助産所開設許可 第3号)	可申請書(様式
4	省令第6条第1項 の申請書	到 地域医療支援 請書(様式第	病院名称承認申 4 号)
5	省令第7条の申請書	( ## 11511111	)専属薬剤師設請(通知)書(
6	省令第8条の申請書	-	・助産所)開設可申請書(様式
7	省令第9条の申請書		・助産所)管理 請書(様式第 7

8	省令第9条の2第 1項の報告書	地域医療支援病院業務報告書 (様式第8号)
9	省令第24条の2又 は第29条第1項の 届出書	エックス線装置設置(変更・ 廃止)届出書(様式第9号)
10	省令第25条又は第 29条第1項若しく は第2項の届出書	診療用高エネルギー放射線発 生装置設置(変更・廃止)届 出書(様式第10号)
11	省令第26条又は第 29条第1項若しく は第2項の届出書	診療用放射線照射装置設置( 変更・廃止)届出書(様式第 11号)
12	省令第27条第1項 若しくは第2項又 は第29条第1項若 しくは第2項の届 出書	診療用放射線照射器具設置( 変更・廃止)届出書(様式第 12号)
13	省令第27条第3項 の届出書	診療用放射線照射器具使用予 定届出書(様式第13号)
14	省令第27条の2又 は第29条第1項若 しくは第2項の届 出書	放射性同位元素装備診療機器 設置(変更・廃止)届出書( 様式第14号)
15	省令第28条第1項 若しくは第29条第 2項の届出書又は 同条第3項の届出 書(同項の規定に より10日以内に提 出することとされ るものに限る。)	診療用放射性同位元素設置(変更・廃止)届出書(様式第 15号)
16	省令第28条第2項 の届出書	診療用放射性同位元素使用予 定届出書(様式第16号)
17	省令第29条第3項 の届出書(同項の 規定により30日以 内に提出すること とされるものに限 る。)	診療用放射性同位元素廃止後 措置届出書(様式第17号)

0

0

18	省令第31条の申請書	医療法人設立認可申請書(様 式第18号)
19	省令第31条の2の申請書	医療法人理事数特例認可申請 書(様式第19号)
20	省令第31条の3の申請書	医療法人理事長特例認可申請 書(様式第20号)
21	省令第31条の4の申請書	医療法人管理者理事特例認可申請書(様式第21号)
22	省令第32条第1項 の申請書	医療法人定款(寄附行為)变 更認可申請書(様式第22号)
23	省令第34条の申請 書	医療法人解散認可申請書(様式第23号)
24	省令第35条の申請 書	医療法人合併認可申請書(様 式第24号)

(手続の方法)

**第3条** 次の表の左欄に掲げる手続は、同表の右欄に掲げる 書類を提出することによって行うものとする。

項	左 欄	右 欄
1	法第7条第2項の 変更許可	病院(診療所・助産所)開設 許可事項変更許可申請書(様 式第25号)
2	法第7条第3項の 変更許可	診療所療養病床設置許可事項 変更許可申請書(様式26号)
3	法第8条の届出	開設届出書(様式第27号)
4	法第8条の2第2 項の届出	病院(診療所・助産所)休止 (再開)届出書(様式第28号 )
5	法第9条第1項の 届出	病院(診療所・助産所)廃止 届出書(様式第29号)
6	法第9条第2項の 届出	病院(診療所・助産所)開設 者死亡(失踪)届出書(様式 第30号)
7	法第16条ただし書 の許可(政令第1 条の規定により読 み替えて適用され る場合の承認を含 む。)	)申請書(様式第31号)

8	法第27条の検査	病院(診療所・助産所)構造 設備使用前検査申出書(様式 第32号)
9	法第50条第3項の 届出	医療法人定款(寄附行為)変 更届出書(様式第33号)
10	法第51条第 1 項の 届出	医療法人決算届出書(様式第 34号)
11	法第55条第5項の 届出	医療法人解散届出書(様式第 35号)
12	法第56条第2項又 は第3項の認可	医療法人残余財産処分認可申 請書(様式第36号)
13	法第68条において 準用する民法(明 治29年法律第89号 )第40条の請求	医療法人寄附行為補完請求書 (様式第37号)
14	法第68条において 準用する民法第56 条の請求	医療法人仮理事選任請求書( 樣式第38号)
15	法第68条において 準用する民法第57 条の規定による同 法第56条の請求	医療法人特別代理人選任請求 書(様式第39号)
16	法第68条において 準用する民法第59 条第3号の報告	医療法人不正事実報告書(様 式第40号)
17	法第68条において 準用する民法第77 条第2項の届出	医療法人清算人就任届出書( 樣式第41号)
18	法第68条において 準用する民法第83 条の届出	医療法人清算結了届出書(様 式第42号)
19	政令第1条の規定 により読み替えて 適用される法第18 条ただし書の通知	病院(診療所)専属薬剤師設 置免除許可申請(通知)書
20	政令第4条第1項 の届出	病院(診療所・助産所)開設 許可事項変更届出書(様式第 43号)
21	政令第4条第2項 の届出	診療所療養病床設置許可事項 変更届出書(様式第44号)

22	政令第4条第3項 の届出	診療所(助産所)開設届出事 項変更届出書(様式第45号)
23	政令第4条の2第 1項の届出	病院(診療所・助産所)開設 届出書(様式第46号)
24	政令第4条の2第 2項の届出	病院(診療所・助産所)開設 届出事項変更届出書(様式第 47号)
25	政令第5条の7の 届出	医療法人登記完了届出書(様 式第48号)
26	政令第5条の8の 届出	医療法人役員変更届出書(様式第49号)

### (書類の経由等)

- 第4条 法、政令、省令及びこの規則の規定により、知事若 しくは知事を経由して厚生労働大臣に提出し、又は知事若 しくは知事を経由して厚生労働大臣が交付する書類は、所 轄の保健所長を経由するものとする。
- 2 前項の規定により知事又は知事を経由して厚生労働大臣 に提出する書類を受理した保健所長は、その内容を精査し 、当該書類の記載事項が事実と相違ないと確認したときは 、意見を添え、速やかに知事に進達しなければならない。 (免許証の確認)
- 第5条 法、政令、省令及びこの規則の規定により、知事に 書類を提出する場合において、免許証を提示するときは、 所轄の保健所長にその原本を提示して確認を受けなければ ならない。

(台帳の整備)

第6条 保健所長は、病院(診療所・助産所)台帳(様式第50号)を備え、病院、診療所及び助産所に関する必要な事項を記載しなければならない。

## 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に改正前の医療法施行細則の規定により提出し、又は備えられている書類は、改正後の医療法施行細則の規定により提出し、又は備えられた書類とみなす。

**樣式第1号**(第2条関係) 病院(診療所)開設許可申請書

病院(診	療所)開設許可申請書	年	月	日
愛媛県知事 殿				
開記	住所(法人にあっては、 主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、 名称及び代表者の氏名)			
開設者が医師又は歯科医師である ときは、その旨				
病院(診療所)の名称				
開設の場所				
診療を行おうとする科目				
開設者が医師又は歯科医師以外の 者であるときは、開設の目的及び 維持の方法				
開設者が医師又は歯科医師であって現に病院若しくは診療所を開設し若しくは管理し、又は病院若しくは診療所に勤務するものであるときは、その旨				
開設者が医師又は歯科医師であって、同時に2以上の病院又は診療所を開設しようとするものであるときは、その旨				
医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業者の定員				

敷地の面積及で	グ平面図	別紙のとおり
敷地周囲の見り	区図	別紙のとおり
建物の構造概象	要及び平面図	別紙のとおり
病院の施設の	各科専門の診察室	
有無及び構造 設備の概要	手術室	
	処置室	
	臨床検査施設	
	エックス線装置	
	調剤所	
	給食施設	
	分べん室	
	新生児の入浴施設	
	消毒施設	
	洗濯施設	
療養病床を有	機能訓練室	
する病院の施設の構造設備	談話室	
の概要	食堂	
	浴室	
あって、歯科技	う病院又は診療所で 支工室を設けようと その構造設備の概要	

病院又は病室のある 診療所の病床数及び 病床の種別ごとの病	精神病床	床(	室)	
	感染症病床	床	室)	
床数	結核病床	床(	室)	
	療養病床	床	室)	
	一般病床	床	室)	
	計	床	室)	
病院又は病室のある診療所の各病 室の病床数		別紙のとお	\$1)	
開設者が法人であるときは、定款 、寄附行為又は条例		別紙のとま		
開設の予定年月日		年	月日	

- 注1 不要の文字は、抹消すること。
  - 2 開設者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。
  - 3 病院若しくは診療所を譲り受けた者又は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人にあっては、「敷地の面積及び平面図」欄、「敷地周囲の見取図」欄、「建物の構造概要及び平面図」欄、「病院の施設の有無及び構造設備の概要」欄、「療養病床を有する病院の施設の構造設備の概要」欄及び「歯科医業を行う病院又は診療所であって、歯科技工室を設けようとするときは、その構造設備の概要」欄のうち変更がない事項の記載を省略することができる。
  - 4 建物の構造概要及び平面図については、各室の用途を示し、病室ごとに病床の 種別及び病床数を明示し、並びに内法による測定で廊下の幅を明示すること。
  - 5 次に掲げる書類を添付すること。ただし、(1)に掲げる書類は、免許証を提示する場合にあっては、添付を要しない。
    - (1) 開設者が医師又は歯科医師であるときは、免許証の写し
    - (2) 開設者が医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第1条第2項に規定する者であるときは、次に掲げる事項を記載した書類及び汚水の排出に関する利害関係者の同意書の写し
      - ア 汚水を排出しようとする公共用水域の種類及び名称
      - イ 汚水を排出しようとする場所
      - ウ 汚水の排出の方法

- エ 排出しようとする汚水の量
- オ 排出しようとする汚水の水質
- カ 排出しようとする汚水の処理の方法
- キ 汚水排出経路概要図(汚水処理系統を含む。)
- (3) その他の室の構造設備の概要を記載した書類
- (4) その他知事が必要と認める書類
- 6 開設者が管理者とならない場合にあっては、病院(診療所・助産所)開設者管理免除許可申請書(様式第6号)を併せて提出すること。

樣式第2号(第2条関係) 診療所療養病床設置許可申請書

	診療所	療養病	床設置許	可申請書		年	月	日
愛媛県知事	殿							
	開	司設者	主たる事 氏名(法	は人にあって 務所の所で は人にあって が代表者のE	生地) ては、			
診療所の名称								
所在の場所								
診療科名								
  医師、看護師その  定員	の他の従業者の							
構造設備の概要	機能訓練室							
	談話室							
食堂								
	浴室							
療養病床の病床数及び療養病床 に係る各病室の病床数								
設置予定年月日			年 月	日				

- 注1 不要の文字は、抹消すること。
  - 2 開設者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。
  - 3 次に掲げる書類を添付すること。
    - (1) 従事者の職種及び員数を記載した書類(非常勤の従事者の員数にあっては、常勤の員数に換算し、療養病床に入院する患者を担当する人員を括弧内に内数で記入すること。)

- (2) 建物の構造概要及び平面図(各室の用途を示し、療養病床に係る病室、機能訓練室、談話室、食堂及び浴室についてはその旨を、病床については病室ごとに病床の種別及び病床数を明示し、並びに内法による測定で廊下の幅を明示すること。なお、医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成13年厚生労働省令第8号)附則第4条に規定する既存診療所内の患者が使用する廊下の幅については、括弧書きで記載すること。)
- (3) 歯科医業を行う診療所であって、歯科技工室を設けようとするときは、その構造設備の概要を記載した書類
- (4) その他知事が必要と認める書類

樣式第3号(第2条関係) 助産所開設許可申請書

		助産所開	設許可申	請書	年	月	日	
愛媛県知事	殿							
		開設者	主たる事 氏名(法	は人にあっては、 孫所の所在地) は人にあっては、 が代表者の氏名)				
助産所の名称								
開設の場所								
助産師その他の従事者の定員								
敷地の面積及び平面図		別紙のる	とおり					
建物の構造概要及び平面図		別紙のとおり						
開設者が法人である	·	別紙のとおり						
開設の予定年月日	ŕ	<b>∓</b> 月 日	1					

- 注1 開設者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。
  - 2 助産所を譲り受けた者又は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人にあっては、「敷地の面積及び平面図」欄及び「建物の構造概要及び平面図」欄のうち変更がない事項の記載を省略することができる。
  - 3 建物の構造概要及び平面図については、各室の用途を示し、妊婦、産婦又はじょく婦を入所させる室に係る定員を明示すること。
  - 4 次に掲げる書類を添付すること。
    - (1) 敷地周囲の見取図
    - (2) その他知事が必要と認める書類

# 樣式第4号(第2条関係) 地域医療支援病院名称承認申請書

#### 地域医療支援病院名称承認申請書 年 月 日 愛媛県知事 殿 住所(法人にあっては、 主たる事務所の所在地) 開設者 氏名(法人にあっては、 名称及び代表者の氏名) (FI) 地域医療 支援病院 の名称 所在の場 所 一般病床 計 感染症病床 結核病床 合 精神病床 療養病床 病床数 床 床 床 床 床 床 要 施設名 造 設 備 施設の構 構 概 造設備 集中治療室 (主な設備) 病床数 床 化学検査室 (主な設備) 細菌検査室 (主な設備) 病理検査室 (主な設備) 病理解剖室 (主な設備) 研究 (主な設備) 室 講義室 室数 室 収容定員 人 図書室 室数 室 蔵書数 冊程度 救急用又は患者 (主な設備) 保有台数 輸送用自動車 台 専用室の場合 床面積 $m^2$ 医薬品情報管理 室 共用室の場合 室と共用

- 注1 開設者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。
  - 2 「施設の構造設備」欄の主な設備は、主たる医療機器、研究用機器、教育用機器 等について記載すること。
  - 3 次に掲げる書類を添付すること。
    - (1) 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供する体制が整備され

# ていることを証する書類

- (2) 当該病院において、共同利用(病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具を当該病院に勤務しない医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の診療、研究又は研修のために利用させることをいう。)のための体制が整備されていることを証する書類
- (3) 救急医療を提供する能力を有することを証する書類
- (4) 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有することを証する書類
- (5) 診療に関する諸記録の管理方法に関する書類
- (6) 病院の管理及び運営に関する諸記録の管理方法に関する書類
- (7) 診療に関する諸記録の閲覧方法に関する書類
- (8) 病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法に関する書類
- (9) 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第9条の19第1項に規定する委員会の委員の就任承諾書及び履歴書

樣式第5号(第2条、第3条関係) 病院(診療所)専属薬剤師設置免除許可申請(通知)書

						_
		専属薬剤師	三八字分以今三个,	-1 <del></del>	/ 『黄红口 /	#
11人117月	( 12/19/11 )	并准条时间		~		

年 月 日

愛媛県知事 殿

住所(法人にあっては、

主たる事務所の所在地)

開設者(管理者) 氏名(法人にあっては、

名称及び代表者の氏名)

病院(診療所)の名称	
所在の場所	
診療科名	
病院であるときは、病 床数	
専属の薬剤師を置かな い理由	

- 注1 不要の文字は、抹消すること。
  - 2 開設者(法人を除く。)又は管理者は、記名押印に代えて署名することができる。

様式第6号(第2条、様式第1号、様式第27号関係) 病院(診療所・助産所)開設者管理免除許可申請書

病院	月	日			
愛媛県知事	殿				
		開設者	住所 氏名		
病院(診療所・助産所 名称	f)の				
所在の場所					
開設者が病院(診療所産所)を管理しない					
管理者にしようとす る者	氏名				
り日	住所				

- 注1 不要の文字は、抹消すること。
  - 2 記名押印に代えて署名することができる。
  - 3 次に掲げる書類を添付すること。
    - (1) 管理者にしようとする者の医師免許証若しくは歯科医師免許証の写し又は助産師免許証の写し若しくは助産婦名簿の謄本
    - (2) 管理者にしようとする者の同意書

様式第7号(第2条関係) 病院(診療所・助産所)管理者兼任許可申請書

病院(診療所・助産所)管理者兼任許可申請書 年 月 日										
愛媛県知事	殿									
	開設者	住所(法人にあっては、 主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、 名称及び代表者の氏名)								
管理者にしようとする 医師、歯科医師又は助	氏名									
を	住所									
当該医師、歯科医師又は助産師が現に管理す	名称									
る病院、診療所又は助産所	所在の場所									
生力	診療科名									
	病床数									
	従業者の定員									
当該医師、歯科医師又 は助産師に新たに管理	名称									
させようとする病院、 診療所又は助産所	所在の場所									
砂原川 又は助座川	診療科名									
	病床数									
	従業者の定員									
当該医師、歯科医師又に 該病院、診療所又は助産 ようとする理由										

現に管理する病院、診療所又は助産所と、新たに管理させようとする病院、診療所又は助産所との距離及び連絡に要する時間

- 注1 不要の文字は、抹消すること。
  - 2 開設者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。
  - 3 次に掲げる書類を添付すること。
    - (1) 現に管理する病院、診療所又は助産所と、新たに管理させようとする病院、診療所又は助産所との距離及び連絡に要する時間を表示した見取図
    - (2) 現に管理する病院、診療所又は助産所の管理状況を記載した書類
    - (3) 新たに管理させようとする病院、診療所又は助産所の管理状況を記載した書類
    - (4) 管理者にしようとする者が現に管理する病院、診療所又は助産所の開設者の 意見書
    - (5) 管理者にしようとする者の同意書

# 樣式第8号(第2条関係) 地域医療支援病院業務報告書

# 地域医療支援病院業務報告書 年 月 日 愛媛県知事 殿 住所(法人にあっては、 主たる事務所の所在地) 開設者(管理者) 氏名 (法人にあっては、 名称及び代表者の氏名) (EII) 紹介患者へ」地域医療支援 % 算定期間 年 月 日から の 医療提供 | 病院紹介率 年 月 日まで 及び他院へ|算定根拠 紹介患者の数(A) 人 の患者紹介 人 救急患者の数(B) の実績 人 初診患者の総数(C) 他の病院又は診療所に紹介した患者の数 人( 人) 共同利用の 別紙のとおり 実績 救急医療の一救急用又は患者輸送用自動車により搬入 人( 人) 提供の実績した救急患者の数 上記以外の救急患者の数 人( 人) 人( 人) 合 計 救急用又は患者輸送用自動車の数 台 地域の医療従事者の資質の向上を図るための 別紙のとおり 研修の実績 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記 別紙のとおり 録の体系的な管理方法 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記 別紙のとおり 録の閲覧方法及び閲覧の実績 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号) 第9条の19第1項に規定する委員会の開催の「別紙のとおり 実績 患者相談の実績 別紙のとおり

- 注1 不要の文字は、抹消すること。
  - 2 開設者(法人を除く。)又は管理者は、記名押印に代えて署名することができる
  - 3 「地域医療支援病院紹介率」欄は、AにBを加えた数をCで除して得た数に100 を乗じて得た数(小数点以下1位未満を切り捨てること。)を記載すること。

- 4 医療法(昭和23年法律第205号)第4条第1項の承認を受けた際、地域医療支援病院紹介率が60パーセント以上80パーセント未満の病院にあっては、当該承認後2年間で地域医療支援病院紹介率を80パーセント以上とするための具体的な年次計画を併せて提出すること。
- 5 「他の病院又は診療所に紹介した患者の数」欄の括弧内には、Aのうち、他の病院又は診療所に紹介した患者の数を記載すること。
- 6 「救急医療の提供の実績」欄のそれぞれの救急患者の数については、前年度の延べ数を記載し、括弧内には、そのうち、入院を要した救急患者の数を記載すること

18

**様式第9号**(第2条関係) エックス線装置設置(変更・廃止)届出書

	エックス線装	・廃止)届	出書	年	月	日	
愛媛県知事	殿						
		住戶 管理者 氏行					
病院(診療所)	名称						
	所在地						
エックス線装置	製作者名						
	型式						
	台数						
エックス線高電 格出力	圧発生装置の定						
エックス線装置	及びエックス線						
診療室のエック	ス線障害の防止						
に関する構造設							
の概要(廃止の	場合は、記載を						
要しない。)	に公声士で医師						
エックス線診療   、歯科医師、診							
は診療エックス							
びエックス線診							
	、記載を要しな						
l1。)							
設置(変更・廃	止)年月日	年	月 日				

- 注1 不要の文字は、抹消すること。
  - 2 記名押印に代えて署名することができる。
  - 3 変更の届出の場合にあっては、「病院(診療所)」欄及び「設置(変更・廃止 )年月日」欄を除き、変更した事項について記載すること。
  - 4 知事が必要と認める書類を添付すること。

**様式第10号**(第2条関係) 診療用高エネルギー放射線発生装置設置(変更・廃止)届出書

診療用	高エネルギー放射線発生	装置設置(変更・廃止)届出 :	¦書 年 月	日
愛媛県知事	殿			
	管理者	住所 氏名		<b>(1)</b>
病院(診療所)	名称			
	所在地			
診療用高エネル ギー放射線発生 装置	製作者名			
	型式			
	台数			
	定格出力			
診療用高エネル= 室の放射線障害の 及び予防措置の概 載を要しない。	ドー放射線発生装置及び ドー放射線発生装置使用 D防止に関する構造設備 既要(廃止の場合は、記 ) ドー放射線発生装置を使			
師の氏名及び放射	斗医師又は診療放射線技 対線診療に関する経歴( 己載を要しない。)			
予定使用開始時期	胡(廃止年月日)	年月日		

- 注1 不要の文字は、抹消すること。
  - 2 記名押印に代えて署名することができる。
  - 3 変更の届出の場合にあっては、「病院(診療所)」欄及び「予定使用開始時期 (廃止年月日)」欄を除き、変更した事項について記載すること。
  - 4 知事が必要と認める書類を添付すること。

**様式第11号**(第2条関係) 診療用放射線照射装置設置(変更・廃止)届出書

診療用放射線照射装置設置(変更・廃止)届出書								日
愛媛県知事	殿							
		管理	住所 者 氏名					
病院(診療所)	名称							
	所在地							
診療用放射線照	製作者名							
射装置	型式							
	個数							
	装備する 放射性同	種類						
	位元素	数量					べ!	フレル
診療用放射線照 照射装置使用室、 器並びに診療用が 治療を受けている 室の放射線障害の 備及び予防措置の 、記載を要しない	貯蔵施設が 放射線照射等 る患者を入り の防止に関す の概要(廃」	るび運搬容 表置により 完させる病 する構造設						
診療用放射線照 、歯科医師又は 及び放射線診療 場合は、記載を	診療放射線 こ関する経歴	支師の氏名 歴 (廃止の						
予定使用開始時期	期(廃止年月	月日)	年	月	日			

- 注1 不要の文字は、抹消すること。
  - 2 記名押印に代えて署名することができる。

	平成14年4月1日	愛	媛	県	報	第1343号外 6
3	変更の届出の場合にあって	14	「病院	(診療	昕 )	」欄及び「予定使用開始時期
	(廃止年月日)」欄を除き、					
					V 1 C	ロサルタ ること。
4	知事が必要と認める書類を	测门 5	900	<b>-</b> 。		

様式第12号(第2条関係) 診療用放射線照射器具設置(変更・廃止)届出書

様式第12号(その1) (医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第24条第3号に該当する場合)

	診療用放射	線照射器	具設置(変	更・廃」	二)届出書	年	月	日
愛媛県知事	殿							
		管	住所 理者 氏名					
病院(診療所)	名称							
	所在地							
診療用放射線照 射器具	型式							
別辞兵 個数 ———————————————————————————————————	個数							
	装備する							
	放射性同位元素	数量					べた	フレル
診療用放射線照射施設及び運搬容認線照射器具により患者を入院させるの防止に関するを 置の概要(廃止のしない。)	器並びに診療 り治療を受し る病室の放射 構造設備及び	療用放射 けている 対線障害 バ予防措						
診療用放射線照射師、歯科医師又I 氏名及び放射線 廃止の場合は、調	よ診療放射線 診療に関する	泉技師の る経歴(						
予定使用開始時期	期(廃止年月	月日)	年	月日				

- 注1 不要の文字は、抹消すること。
  - 2 記名押印に代えて署名することができる。
  - 3 変更の届出の場合にあっては、「病院(診療所)」欄及び「予定使用開始時期

(廃止年月日)」欄を除き、変更した事項について記載すること。 4 知事が必要と認める書類を添付すること。	

様式第12号(その2) (医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第24条第4号に該当する場合)

	診療用放射	線照射器	·具設置(変	更・廃止)届出書	年 月 日
愛媛県知事	殿				
		管	理者 氏名		
病院(診療所)	名称				
	所在地				
診療用放射線照射線照射線照射を設すという。は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	器並療の が療では が療では の構は を放射で を放射で を放射でした。	療力は 開ては 開いで で で で で で で で で で で で で で			
その年に使用を予定する診療用	型式				
放射線照射器具	個数	イエッフ			
	装備する 放射性同	種類			
	位元素	数量			ベクレル
放射性同位元素			種類	最大貯蔵予定 数量	1日の最大使用 予定数量
				ベクレル	ベクレル
予定使用開始時期	期(廃止年月	月日)	年	月日	

注1 不要の文字は、抹消すること。

- 2 記名押印に代えて署名することができる。
- 3 変更の届出の場合にあっては、「病院(診療所)」欄及び「予定使用開始時期 (廃止年月日)」欄を除き、変更した事項について記載すること。
- 4 知事が必要と認める書類を添付すること。

# **樣式第13号**(第2条関係) 診療用放射線照射器具使用予定届出書

診療用放射線照射器具使用予定届出書 年 月 日										
愛媛県知事	殿									
			管理者	住所 氏名						
病院(診療所)	名称									
	所在地									
翌年において使	型式									
用を予定する診療用放射線照射	個数									
器具	装備する 放射性同	種類								
	位元素	数量					べく	フレル		

- 注1 不要の文字は、抹消すること。
  - 2 記名押印に代えて署名することができる。
  - 3 知事が必要と認める書類を添付すること。

**様式第14号**(第2条関係) 放射性同位元素装備診療機器設置(変更・廃止)届出書

放身	时性同位元	<b>素装備</b> 診療	<b>療機器</b> 設置	置(3	变更	・廃止)	届出書	月	日
愛媛県知事	殿								
		管	理者	所 名					Ø
病院(診療所)	名称								
	所在地								
放射性同位元素	製作者名								
装備診療機器   	型式								
	台数								
	装備する	種類							
	放射性同位元素	数量						べ!	フレル
放射性同位元素装備診療機器使用室 の放射線障害の防止に関する構造設 備及び予防措置の概要(廃止の場合 は、記載を要しない。) 放射線を人体に対して照射する放射									
性同位元素装備診療機器にあっては 、当該機器を使用する医師、歯科医 師又は診療放射線技師の氏名及び放 射線診療に関する経歴(廃止の場合 は、記載を要しない。)									
予定使用開始時期	胡(廃止年月	月日)	全	Ę F	<b>]</b>	3			

- 注1 不要の文字は、抹消すること。
  - 2 記名押印に代えて署名することができる。
  - 3 変更の届出の場合にあっては、「病院(診療所)」欄及び「予定使用開始時期 (廃止年月日)」欄を除き、変更した事項について記載すること。
  - 4 知事が必要と認める書類を添付すること。

**様式第15号**(第2条関係) 診療用放射性同位元素設置(変更・廃止)届出書

	診療用放射性同位元	素設置	(変更・	廃止)届出		月	日
愛媛県知事	殿						
	管	理者	住所 氏名				
病院(診療所)	名称						
	所在地						
その年に使用を 予定する診療用	種類						
放射性同位元素	形状						
	数量					べく	フレル
診療用放射性同位	立元素	種	類	最大貯蔵	最大使用	予定	三数量
		1=		予定数量	1日	3	月間
				ベクレル	ベクレル		ベクレル
	立元素使用室、貯蔵						
施設 運搬突器及							
	及び廃棄施設並びに						
診療用放射性同位	立元素により治療を						
診療用放射性同位 受けている患者を	立元素により治療を を入院させる病室の						
診療用放射性同位 受けている患者を 放射線障害の防止	立元素により治療を を入院させる病室の 上に関する構造設備						
診療用放射性同位 受けている患者を 放射線障害の防止 及び予防措置の構	立元素により治療を を入院させる病室の 上に関する構造設備 既要(廃止の場合は						
診療用放射性同位 受けている患者を 放射線障害の防止 及び予防措置の概 、記載を要しない	立元素により治療を を入院させる病室の 上に関する構造設備 既要(廃止の場合は						
診療用放射性同位 受けている患者を 放射線障害の防止 及び予防措置の概 、記載を要しない 診療用放射性同位	立元素により治療を を入院させる病室の 上に関する構造設備 既要(廃止の場合は い。)						
診療用放射性同位 受けている患者を 放射線障害の防止 及び予防措置の概 、記載を要しない 診療用放射性同位 師又は歯科医師の	立元素により治療を を入院させる病室の 上に関する構造設備 既要(廃止の場合は い。) 立元素を使用する医						
診療用放射性同位 受けている患者を 放射線障害の防止 及び予防措置の概 、記載を要しない 診療用放射性同位 師又は歯科医師の	立元素により治療を を入院させる病室の 上に関する構造設備 既要(廃止の場合は い。) 立元素を使用する医 ひ氏名及び放射線診 (廃止の場合は、記						

- 注1 不要の文字は、抹消すること。
  - 2 記名押印に代えて署名することができる。
  - 3 変更の届出の場合にあっては、「病院(診療所)」欄及び「予定使用開始時期 (廃止年月日)」欄を除き、変更した事項について記載すること。
  - 4 知事が必要と認める書類を添付すること。

**樣式第16号**(第2条関係) 診療用放射性同位元素使用予定届出書

	診療用放射性同位元素使用予定届出書					月	日
愛媛県知事	屏	段					
			管理者	住所 氏名			
病院(診療所)	名称						
	所在地						
翌年において使 用を予定する診 療用放射性同位 元素	種類						
	形状						
	数量					べく	フレル

- 注1 不要の文字は、抹消すること。
  - 2 記名押印に代えて署名することができる。
  - 3 知事が必要と認める書類を添付すること。

**樣式第17号**(第2条関係) 診療用放射性同位元素廃止後措置届出書

	年 月 日		
愛媛県知事	殿		
	管	住所 理者 氏名	
病院(診療所)	名称		
	所在地		
放射性同位元素に る措置について <i>0</i>	こよる汚染を除去す D概要		
	こよって汚染された は廃棄する措置につ		

- 注1 記名押印に代えて署名することができる。
  - 2 知事が必要と認める書類を添付すること。

**樣式第18号**(第2条、樣式第19号-樣式第21号関係) 医療法人設立認可申請書

		医	療法人設立	認可申請	書		年	月	日
愛媛県知事		殿							
			申請者	住所 氏名					
医療法人の名称	尔					社団又は	は財団の別	J	
主たる事務所の	の所在地								
代表理事の氏名	Š								
開設する病院 、診療所又は	名 称								
介護老人保健 施設	所在地								
附帯業務									
資産の総額									
役員数		理事	人(	定数 人	()	監事	人 (定	数	人)
持分の定めの社	<b>与無</b>				'				

- 注1 記名押印に代えて署名することができる。
  - 2 次に掲げる書類を添付すること。
    - (1) 定款又は寄附行為
    - (2) 設立当初において当該医療法人に所属すべき財産の財産目録
    - (3) 出資申込書又は寄附申込書の写し
    - (4) 設立決議録(設立決議録のうち、他の添付書類と重複するものにあってはその旨を記載した上で省略し、現に医療法(昭和23年法律第205号。以下「法」という。)第8条の届出をした診療所(相当期間の経営実績を有する診療所に限る。以下同じ。)を経営することを目的とする場合にあっては設立趣意書に代えることができる。)
    - (5) 不動産その他の重要な財産の権利の所属についての登記所、銀行等の証明書類
    - (6) 病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人にあっては、当該医療法人の

資産が医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第30条の34第1項に規定する要件に適合していることを証する書類

- (7) 当該医療法人の開設しようとする病院、法第39条第1項に規定する診療所又は介護老人保健施設の診療科目、従業者の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類(現に法第7条第1項の許可を受け、又は法第8条の届出をした病院又は診療所を経営することを目的とする場合であって、その旨を記載した書類を提出するときは、省略することができる。)
- (8) 法第42条第1項第5号又は第6号に掲げる業務を行おうとする医療法人にあっては、当該業務に係る施設の職員、敷地及び建物の構造設備の概要並びに運営方法を記載した書類
- (9) 設立後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書(現に法第8条の届出をした 診療所を経営することを目的とする場合にあっては、省略することができる。)
- (10) 設立者の履歴書
- (11) 設立代表者を定めたときは、適法に選任されたこと及びその権限を証する書類(現に法第8条の届出をした診療所を経営することを目的とする場合にあっては、省略することができる。)
- (12) 役員の就任承諾書及び履歴書
- (13) 開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者 の氏名を記載した書面及びその者の免許証の写し
- (14) 当該医療法人が、法第42条第2項に規定する特別医療法人に該当する場合に あっては、次に掲げる書類
  - ア 医療法施行規則第30条の35第1項各号に規定する要件に適合していること を証する書類
  - イ 法第42条第 2 項に規定する厚生労働大臣が定める業務を行おうとする医療 法人にあっては、当該業務の概要及び運営方法を記載した書類
- (15) その他知事が必要と認める書類
- 3 1人又は2人の理事を置く場合にあっては、医療法人理事数特例認可申請書( 様式第19号)を併せて提出すること。
- 4 理事長を医師又は歯科医師でない理事のうちから選出する場合にあっては、医療法人理事長特例認可申請書(様式第20号)を併せて提出すること。
- 5 開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者の一部を理事に加えない場合にあっては、医療法人管理者理事特例認可申請書(様式第21号)を併せて提出すること。

**樣式第19号**(第2条、樣式第18号、樣式第22号関係) 医療法人理事数特例認可申請書

	年	月	日			
愛媛県知事	į.	段				
		申請者	住所(法人にあっては、 主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、 名称及び代表者の氏名)			
医療法人の名称						
主たる事務所の所在地						
理事数		人(定	数 人)			
開設する病院、 診療所又は介護	名 称					
老人保健施設	所在地					
常時勤務する医師又は歯科医師の数						
理事を1人又は2人とす る理由						

- 注1 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。
  - 2 次に掲げる書類を添付すること。ただし、(1)から(4)までに掲げる書類は、医療法人設立認可申請書(様式第18号)又は医療法人定款(寄附行為)変更認可申請書(様式第22号)と併せて提出する場合にあっては、添付を要しない。
    - (1) 定款又は寄附行為
    - (2) 理事を1人又は2人とすることに関する手続を経たことを証する書類
    - (3) 医療法人の開設する病院、医療法(昭和23年法律第205号)第39条第1項に 規定する診療所又は介護老人保健施設の診療科目、従業者の定員並びに敷地及 び建物の構造設備の概要を記載した書類
    - (4) 役員名簿
    - (5) その他知事が必要と認める書類

**樣式第20号**(第2条、樣式第18号関係) 医療法人理事長特例認可申請書

	年	月	日				
愛媛県知事	Ā	段					
			申請者	住所(法人にあっては、 主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、 名称及び代表者の氏名)			
理事長に選出しようとする理事	住所						
	氏名						
理事長を医師又は歯科医師でない理事のうちから 選出する理由							

- 注1 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。
  - 2 次に掲げる書類を添付すること。ただし、(1)から(4)までに掲げる書類は、医療 法人設立認可申請書(様式第18号)と併せて提出する場合にあっては、添付を要 しない。
    - (1) 定款又は寄附行為
    - (2) 定款又は寄付行為に定められた理事長の選出に関する手続を経たことを証する書類
    - (3) 理事長に選出しようとする理事の就任承諾書及び履歴書
    - (4) 役員名簿
    - (5) その他知事が必要と認める書類

樣式第21号(第2条、樣式第18号関係) 医療法人管理者理事特例認可申請書

	年	月	日			
愛媛県知事	殿					
		申請者	住所(法人にあっては、 主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、 名称及び代表者の氏名)			
理事に加えない管理者	氏	名				
	住	所				
当該管理者の管理する	名	称				
病院、診療所又は介護 老人保健施設	所在地					
当該管理者を理事に加え	えない	理由				

- 注1 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。
  - 2 次に掲げる書類を添付すること。ただし、(1)から(4)までに掲げる書類は、医療 法人設立認可申請書(様式第18号)と併せて提出する場合にあっては、添付を要 しない。
    - (1) 定款又は寄附行為
    - (2) 定款又は寄付行為に定められた理事の選出に関する手続を経たことを証する 書類
    - (3) 医療法人の開設する病院、医療法(昭和23年法律第205号)第39条第1項に 規定する診療所又は介護老人保健施設の診療科目、従業者の定員並びに敷地及 び建物の構造設備の概要を記載した書類
    - (4) 役員名簿
    - (5) その他知事が必要と認める書類

**樣式第22号**(第2条、樣式第19号関係) 医療法人定款(寄附行為)変更認可申請書

	,	_	_		
			年	月	H
愛媛県知事	殿				
		主たる事務所の所在地			
	申請者	<sup>1</sup> 名称			
		代表者の氏名			
定款(寄附行為					
)の変更の概要					
変更予定時期					

- 注1 不要の文字は、抹消すること。
  - 2 次に掲げる書類を添付すること。
    - (1) 定款又は寄附行為変更の内容(新旧対照表を添付すること。)及びその事由を記載した書類
    - (2) 定款又は寄附行為に定められた変更に関する手続を経たことを証する書類
    - (3) 定款又は寄附行為の変更が、当該医療法人が新たに病院、医療法(昭和23年 法律第205号。以下「法」という。)第39条第1項に規定する診療所又は介護 老人保健施設を開設しようとする場合に係るものであるときは、次に掲げる書 類
      - ア 病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人にあっては、当該医療法人 の資産が医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第30条の34第1項に規 定する要件に適合していることを証する書類(新たに病院又は介護老人保健 施設を開設しようとする場合に限る。)
      - イ 当該医療法人の開設しようとする病院、法第39条第1項に規定する診療所 又は介護老人保健施設の診療科目、従業者の定員並びに敷地及び建物の構造 設備の概要を記載した書類
      - ウ 開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき 者の氏名を記載した書面及び医師又は歯科医師の免許証の写し
      - エ 定款又は寄付行為変更後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書
    - (4) 定款又は寄付行為の変更が、当該医療法人が法第42条第1項各号に掲げる業務を行う場合に係るものであるときは、次に掲げる書類

- ア 法第42条第 1 項第 5 号又は第 6 号に掲げる業務を行おうとする医療法人に あっては、当該業務に係る施設の職員、敷地及び建物の構造設備の概要並び に運営方法を記載した書類
- イ 定款又は寄附行為変更後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書
- (5) 定款又は寄附行為の変更により、当該医療法人が法第42条第2項に規定する特別医療法人に該当することとなる場合にあっては、次に掲げる書類
  - ア 医療法施行規則第30条の35第1項各号に規定する要件に適合していること を証する書類
  - イ 法第42条第2項に規定する厚生労働大臣が定める業務を行おうとする医療 法人にあっては、当該業務の概要及び運営方法を記載した書類
  - ウ 定款又は寄附行為変更後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書
- (6) 変更前及び変更後の定款又は寄附行為
- (7) その他知事が必要と認める書類
- 3 定款又は寄附行為の変更が、1人又は2人の理事を置くこととなる場合に係るものであるときは、医療法人理事数特例認可申請書(様式第19号)を併せて提出すること。

樣式第23号(第2条関係) 医療法人解散認可申請書

			医療法人解	散認可申請書	年	月	日
愛媛県知	事	殿					
			申請者	主たる事務所の所在地 名称 代表者の氏名			
社団又は財	団の別						
開設してい る病院、診 療所又は介 護老人保健 施設	名称						
	所在地						
附帯業務							
資産の総額	資産の総額						
持分の定め	の有無						

- 注次に掲げる書類を添付すること。
  - (1) 理由書
  - (2) 医療法(昭和23年法律第205号)、定款又は寄附行為に定められた解散に関する手続を経たことを証する書類
  - (3) 財産目録及び貸借対照表
  - (4) 残余財産の処分に関する事項を記載した書類
  - (5) その他知事が必要と認める書類

第2	<b>4号</b> (第 2 条関係)	医療法人合作	拼認可申請	<b>善</b>						
			医療法	人合 <sup>·</sup>	併認可申	請書		年	月	日
3	愛媛県知事	殿								
					名称 代表者( 主たる) 名称	の氏名 事務所	の所在地			
	I		T		代表者(	ル氏石	T			——————————————————————————————————————
合	   医療法人の名称 	尔					社団又I	は財団の別	刮	
併 前	主たる事務所の	D所在地							,	
	医療法人の名称	尔					社団又I	は財団の別	别	
	主たる事務所の	D所在地							<b>,</b>	
合	医療法人の名称	尔					社団又I	は財団の別	别	
併 後	主たる事務所の	D所在地								
	代表理事の氏名	3								
	開設する病院 、診療所又は	名 称								
	介護老人保健 施設	所在地								
	附帯業務									
	資産の総額									
	役員数		理事		人( 定数	人)	監事	人(	定数	人)
	持分の定めの有	   無		1			1	-1		

#### 注次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 理由書
- (2) 医療法(昭和23年法律第 205 号。以下「法」という。)第57条第 1 項又は第 3 項の手続を経たことを証する書類
- (3) 合併契約書の写し
- (4) 法第60条の場合においては、申請者が同条の規定により選任された者であることを証する書面
- (5) 合併後存続する医療法人又は合併によって設立する医療法人の定款又は寄附行 為
- (6) 合併前の各医療法人の定款又は寄附行為
- (7) 合併前の各医療法人の財産目録及び貸借対照表
- (8) 合併後存続する医療法人又は合併によって設立する医療法人について、次に掲げる書類
  - ア 病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人にあっては、当該医療法人の 資産が医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第30条の34第1項に規定す る要件に適合していることを証する書類
  - イ 合併後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書
  - ウ 新たに就任する役員の就任承諾書及び履歴書
  - エ 開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者 の氏名を記載した書面
- (9) その他知事が必要と認める書類

様式第25号(第3条関係) 病院(診療所・助産所)開設許可事項変更許可申請書

#### 病院(診療所・助産所)開設許可事項変更許可申請書

年 月 日

愛媛県知事 殿

住所(法人にあっては、 主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、

名称及び代表者の氏名)

(EII)

病院(診療所・								
助産所)の名称								
所在の場所								
変更しようとす	事	項	変	更	後	変	更	前
る事項								
变更予定年月日	年	月日						
変更の理由								

- 注1 不要の文字は、抹消すること。
  - 2 開設者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。
  - 3 知事が必要と認める書類を添付すること。

樣式第26号 (第3条関係) 診療所療養病床設置許可事項変更許可申請書

	診療所療養	病床設置	午可申請	書	年	月	日		
愛媛県知事	殿								
		開設者	住所(法 主たる事 氏名(法 名称及び	務所 人に	の所在地 あっては	;) ;,			
診療所の名称									
所在の場所									
変更しようとする 事項	事	項	变	更	後		変	更	前
変更予定年月日	年	月日							
変更の理由									

- 注1 開設者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。
  - 2 知事が必要と認める書類を添付すること。

# **様式第27号**(第3条関係) 開設届出書

様式第27号(その1)

診	療所開設届出書	年	月	日
愛媛県知事 殿				
	住所 開設者 氏名			
診療所の名称				
開設の場所				
診療を行おうとする科目				
開設者が現に病院若しくは診療所を開設し若しくは管理し、又は病院若しくは診療所に勤務するものであるときは、その旨				
開設者が同時に2以上の病院又は 診療所を開設しようとするもので あるときは、その旨				
医師、歯科医師、薬剤師、看護師 その他の従業員の定員				
敷地の面積及び平面図	別紙のとおり			
建物の構造概要及び平面図	別紙のとおり			
歯科医業を行う診療所であって、 歯科技工室を設けようとするとき は、その構造設備の概要				

病床数及び病床の種 別ごとの病床数	療養症	<b>涛床</b>	床(	室	)
万13 年 日の利利 (小女)	その他	也病床	床(	室	)
	計		床(	室	)
各病室の病床数		別紙のとる	らり		
開設の年月日		年	月	日	
管理者	管理者 氏名				
		住所			
診療に従事する医師若しくは歯科 医師の氏名、担当診療科名、診療 日及び診療時間					
薬剤師が勤務するときは、その氏名					

- 注1 記名押印に代えて署名することができる。
  - 2 診療所を譲り受けた者又は相続人にあっては、「敷地の面積及び平面図」欄、「建物の構造概要及び平面図」欄及び「歯科医業を行う診療所であって、歯科技工室を設けようとするときは、その構造設備の概要」欄のうち変更がない事項の記載を省略することができる。
  - 3 建物の構造概要及び平面図については、各室の用途を示し、病室ごとに病床の 種別及び病床数を明示し、並びに内法による測定で廊下の幅を明示すること。
  - 4 次に掲げる書類を添付すること。ただし、(1)に掲げる書類は、免許証を提示する場合にあっては、添付を要しない。
    - (1) 開設者、管理者及び診療に従事する医師又は歯科医師の免許証の写し
    - (2) 医療法(昭和23年法律第205号)第21条第1項第2号から第8号まで、第10号及び第11号並びに第2項第2号に掲げる施設並びに医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第21条第1項及び第21条の4第1項に掲げる施設の有無及び構造設備の概要を記載した書類
    - (3) その他の室の構造設備の概要を記載した書類
    - (4) その他知事が必要と認める書類
  - 5 開設者が管理者とならない場合にあっては、病院(診療所・助産所)開設者管理免除許可申請書(様式第6号)を併せて提出すること。

様式第27号(その2)

	助	)産所開設届	出書		年	月	日
愛媛県知事 殿							
		住 開設者 氏	所 名				
助産所の名称							
開設の場所							
助産師その他の従業者の定員							
敷地の面積及び平面図	別紙のとす	ŝIJ					
建物の構造概要及び平面図		別紙のとも	ŝIJ				
開設者が現に助産所を開設し若し くは管理し、又は病院、診療所若 しくは助産所に勤務する者である ときは、その旨							
同時に2以上の助産所を開記 うとする者であるときは、そ							
開設の年月日		年	月	日			
   管理者 	氏名						
	住所						
業務に従事する助産師の氏名 務の日及び勤務時間							
嘱託医師	氏名						
	住所				 		

- 注1 記名押印に代えて署名することができる。
  - 2 助産所を譲り受けた者又は相続人にあっては、「敷地の面積及び平面図」欄及び「建物の構造概要及び平面図」欄のうち変更がない事項の記載を省略することができる。
  - 3 建物の構造概要及び平面図については、各室の用途を示し、妊婦、産婦又はじょく婦を入所させる室の定員を明示すること。
  - 4 次に掲げる書類を添付すること。ただし、(1)に掲げる書類は、免許証を提示する場合にあっては、添付を要しない。
    - (1) 開設者、管理者及び業務に従事する助産師及び嘱託医師の免許証の写し
    - (2) 嘱託医師となる旨の承諾書
    - (3) その他の室の構造設備の概要を記載した書類
    - (4) その他知事が必要と認める書類
  - 5 開設者が管理者とならない場合にあっては、病院(診療所・助産所)開設者管理免除許可申請書(様式第6号)を併せて提出すること。

様式第28号(第3条関係) 病院(診療所・助産所)休止(再開)届出書

病院(診療所・助産所)休止(再開)届出書 年 月 日 愛媛県知事 殿 住所(法人にあっては、 主たる事務所の所在地) 開設者 氏名(法人にあっては、 名称及び代表者の氏名) (EII) 病院(診療所・ 助産所)の名称 所在の場所 休止予定期間( 年月日から 年月日まで 再開年月日) 年月日) ( 休止(再開)の

注1 不要の文字は、抹消すること。

理由

- 2 開設者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。
- 3 知事が必要と認める書類を添付すること。

様式第29号(第3条関係) 病院(診療所・助産所)廃止届出書

	年	月	日		
愛媛県知事	殿				
	開設者	住所(法人にあっては、 主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、 名称及び代表者の氏名)			
病院(診療所・ 助産所)の名称					
所在の場所					
廃止年月日	年 月 日				
廃止の理由					

- 注1 不要の文字は、抹消すること。
  - 2 開設者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

**様式第30号**(第3条関係) 病院(診療所・助産所)開設者死亡(失踪)届出書

病院(診療	年	月	В	
愛媛県知事	段	·	,,	
	住所 届出者 氏名			
病院(診療所・助産所) の名称				
所在の場所				
死亡(失踪)者				
死亡(失踪宣告)年月日	年 月 日			

- 注1 不要の文字は、抹消すること。
  - 2 記名押印に代えて署名することができる。
  - 3 死亡又は失踪宣告を証明する書類を添付すること。

樣式第31号(第3条関係) 病院医師宿直免除許可(承認)申請書

	完医師宿直免除許可(承認)申請書 年	月	日	
愛媛県知事	屏	·····································		
		住所 管理者 氏名		
病院の名称				
所在の場所				
宿直を必要と認めない具 体的理由				
病院の医師の定員				
勤務する医師	氏名			
	住所			
当該勤務する医師の居住 地と当該病院との距離				
診療科名				
病床数				

- 注1 不要の文字は、抹消すること。
  - 2 記名押印に代えて署名することができる。
  - 3 勤務する医師は、病院に勤務する医師のうち、その病院に最も近い場所に居住 する医師について記載すること。
  - 4 病院に勤務する医師のうち、その病院に最も近い場所に居住する医師の居住地 と病院とを明示した位置図(当該医師の居住地と当該病院との距離、連絡方法、 徒歩による連絡に要する時間等を記載すること。)を添付すること。

様式第32号(第3条関係) 病院(診療所・助産所)構造設備使用前検査申出書

:	病院(診療所 <sup>、</sup>	・助産所)	構造設備使用前検査申出書	年	月	日
愛媛県知事	殿					
		開設者	住所(法人にあっては、 主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、			
			名称及び代表者の氏名)			
病院(診療所・						
助産所)の名称						
所在の場所						
検査の箇所						

- 注1 不要の文字は、抹消すること。
  - 2 開設者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

#### 樣式第33号(第3条関係) 医療法人定款(寄附行為)変更届出書

	医療法人定款(智	寄附行為)変更届出書	年	月	日
愛媛県知事	殿				
	届出	主たる事務所の所在地 者 名称			
	/# Ш 1	代表者の氏名			
定款(寄附行為) の変更の内容					
定款(寄附行為) の変更の理由					
変更年月日	年月日				

- 注1 不要の文字は、抹消すること。
  - 2 次に掲げる書類を添付すること。
    - (1) 新旧対照表
    - (2) 定款又は寄附行為に定められた変更に関する手続を経たことを証する書類
    - (3) 変更前及び変更後の定款又は寄附行為

**樣式第34号**(第3条関係) 医療法人決算届出書

医療法人決算届出書

年 月 日

愛媛県知事 殿

主たる事務所の所在地

届出者 名称

代表者の氏名

 決算の期間
 年月日から
 年月日まで

 資産の総額

注 次に掲げる書類及びその副本を添付すること。

- (1) 財産目録
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書

#### 樣式第35号(第3条関係) 医療法人解散届出書

愛媛県知事		殿	医療	法人角	解散届出書	年 /	月日
Z/X///H 3-		<i>***</i> *********************************	ì	青算人	住所		
医療法人の名称	<b></b>					社団又は財団の別	
主たる事務所の	D所在地						
代表理事の氏名	3						
開設している 病院、診療所	名 称						
又は介護老人 保健施設	所在地						
附帯業務							
資産の総額							
持分の定めの存	<b>与無</b>						
解散年月日			年	月日	3		

- 注1 記名押印に代えて署名することができる。
  - 2 次に掲げる書類を添付すること。
    - (1) 理由書
    - (2) 医療法(昭和23年法律第205号)、定款又は寄附行為に定められた解散に関する手続を経たことを証する書類
    - (3) 財産目録及び貸借対照表
    - (4) 残余財産の処分に関する事項を記載した書類
    - (5) その他知事が必要と認める書類

樣式第36号(第3条関係) 医療法人残余財産処分認可申請書

	医療法人残余財産処分認可申記	青書 年月日
愛媛県知事	殿	
	住所 清算人 氏名	
医療法人の名称		社団又は財団の別
主たる事務所の所在地		
残余財産		
残余財産の処分の内容		

- 注1 記名押印に代えて署名することができる。
  - 2 次に掲げる書類を添付すること。
    - (1) 財産目録及び貸借対照表
    - (2) 残余財産を帰属させる者の同意書
    - (3) 総社員の同意を得たことを証する書類(社団たる医療法人に限る。)
    - (4) その他知事が必要と認める書類

樣式第37号(第3条関係) 医療法人寄附行為補完請求書

	医療	療法人寄願	付行為補完請求書	年	月	日
愛媛県知	事 殿					
		請求者	住所(法人にあっては、 主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、 名称及び代表者の氏名)			
医療法人の名	<b>名</b> 称					
主たる事務所	所の所在地					
補完事項	医療法人の名称					
	主たる事務所の 所在地					
	理事任免の方法					
補完の理由						

- 注1 請求者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。
  - 2 「補完事項」欄は、補完を請求する事項について記載すること。
  - 3 次に掲げる書類を添付すること。
    - (1) 補完前及び補完後の寄附行為
    - (2) 設立者の死亡を証する書類
    - (3) その他知事が必要と認める書類

**樣式第38号**(第3条関係) 医療法人仮理事選任請求書

愛媛県知事		医	療法人仮	理事選任請求書	年	月	В
2,221		•	請求者	住所(法人にあっては、 主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、 名称及び代表者の氏名)			
医療法人の名	<b>占称</b>						
主たる事務所の所在地							
選任しよう とする仮理	住所						
事	氏名						
	性別						
	生年月日		年 月	日			
	職業						
選任の理由							

- 注1 請求者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。
  - 2 次に掲げる書類を添付すること。
    - (1) 仮理事に選任しようとする者の就任承諾書及び履歴書
    - (2) その他知事が必要と認める書類

樣式第39号(第3条関係) 医療法人特別代理人選任請求書

	医療	法人特別	代理人選任請求書	年	月	日
愛媛県知	事 殿					
		請求者	住所(法人にあっては、 主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、 名称及び代表者の氏名)			
医療法人の行	<b>吕称</b>					
主たる事務所	所の所在地					
選任しよう	住所					
とする特別 代理人	氏名					
	性別					
	生年月日	ź	<b>手</b> 月 日			
	職業					
	代表権を有する 理事との続柄					
利益が相反する事項						
選任の理由						

- 注1 請求者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。
  - 2 次に掲げる書類を添付すること。
    - (1) 特別代理人に選任しようとする者の就任承諾書及び履歴書
    - (2) その他知事が必要と認める書類

樣式第40号(第3条関係) 医療法人不正事実報告書

	医療法人不正事実報告書	年 月 日
愛媛県知事	殿	
	生所 監事 氏名	
医療法人の名称		
主たる事務所の 所在地		
不正の内容		
発見年月日	年月日	

- 注1 記名押印に代えて署名することができる。
  - 2 不正の事実があることを証する書類の写しを添付すること。

### 樣式第41号(第3条関係) 医療法人清算人就任届出書

医療法人清算人就任届出書 年 月 日									
愛媛県知	口事 殿								
		住所 清算人 氏名							
医療法人	名称								
	主たる事務所の所 在地								
	解散年月日	年 月 日							
清算人	就任年月日	年 月 日							
	医療法人との関係								
	登記年月日	年 月 日							

- 注1 記名押印に代えて署名することができる。
  - 2 次に掲げる書類を添付すること。
    - (1) 清算人の就任承諾書及び履歴書
    - (2) 登記簿の謄本

## 樣式第42号 (第3条関係) 医療法人清算結了届出書

	B	医療法人清算結了届出書	年月日
愛媛県统	印事 殿		
		住所 清算人 氏名	
医療法人	名称		
	主たる事務所の所 在地		
	解散年月日	年 月 日	
清算	結了年月日	年 月 日	
	登記年月日	年 月 日	
解散時の資	資産総額		円
解散及び 清算諸費	解散事務費		円
<b>月</b> 昇珀貝	借入金の返済		円
	未払金の精算		円
	その他		円
残余財産の	の処分の内容		

- 注1 記名押印に代えて署名することができる。
  - 2 登記簿の謄本を添付すること。

様式第43号(第3条関係) 病院(診療所・助産所)開設許可事項変更届出書

	病院(診療	所・助産所	)開設許可	事項変更届品		₣ 月	日
愛媛県知事	殿						
		開設者	主たる事績 氏名(法 <i>)</i>	人にあっては 努所の所在地 人にあっては 弋表者の氏名	!) :(		
病院(診療所・							
助産所)の名称							
所在の場所							
変更した事項	事	項	変	更後	变	更	前
変更年月日	年	月日					
変更の理由							

- 注1 不要の文字は、抹消すること。
  - 2 開設者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。
  - 3 次に掲げる書類を添付すること。ただし、(1)に掲げる書類は、免許証を提示する場合にあっては、添付を要しない。
    - (1) 開設者が医師又は歯科医師の場合であって、その氏名を変更したときは、免許証の写し
    - (2) その他知事が必要と認める書類

樣式第44号(第3条関係) 診療所療養病床設置許可事項変更届出書

	診療	<b>聚所療養病床</b> 記	<b>设置許可事</b> 項	[変更届出	<u>‡</u>	年	月	日
愛媛県知事	į	殿						
		開設者	主たる事 氏名(法)	人にあって 務所の所在 人にあって 代表者の氏	地) は、			
診療所の名称								
所在の場所								
変更した事項	事	項	変	更後	3	变	<u> </u>	前
変更年月日	年	月日						
変更の理由								

- 注1 開設者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。
  - 2 知事が必要と認める書類を添付すること。

樣式第45号(第3条関係) 診療所(助産所)開設届出事項変更届出書

	診療所 (	助産所)閉	<b>月設届出事</b> 耳	頁変更届出書		三月	日
愛媛県知事	殿						
		開設者	主たる事系 氏名(法)	人にあってに 務所の所在 <sup>は</sup> 人にあってに 弋表者の氏名	也) よ、		
診療所(助産所) の名称							
所在の場所							
変更した事項	事	項	变	更後	变	更	前
変更年月日	年	月日					
変更の理由							

- 注1 不要の文字は、抹消すること。
  - 2 開設者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。
  - 3 知事が必要と認める書類を添付すること。

様式第46号(第3条関係) 病院(診療所・助産所)開設届出書

病院(診療所・助産所)開設届出書

年 月 日

愛媛県知事 殿

住所(法人にあっては、 主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、

名称及び代表者の氏名)

開設許可の年月日及び指令番号		年	月	日	愛媛県指令	第	号
病院(診療所・助産所)の名称							
開設の場所							
開設年月日		年	月	日			
管理者	氏名						
	住所						
診療に従事する医師若しくは歯科 医師の氏名、担当診療科名、診療 日及び診療時間又は業務に従事す る助産師の氏名、勤務の日及び勤 務時間							
薬剤師が勤務するときは、その氏 名							
助産所の嘱託医師 氏名 住所							

- 注1 不要の文字は、抹消すること。
  - 2 開設者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。
  - 3 次に掲げる書類を添付すること。ただし、(1)に掲げる書類は、免許証を提示する場合にあっては、添付を要しない。
    - (1) 開設者、管理者並びに診療に従事する医師若しくは歯科医師又は業務に従事

する助産師及び助産所の嘱託医師の免許証の写し

- (2) 助産所にあっては、嘱託医師となる旨の承諾書
- (3) その他知事が必要と認める書類

様式第47号(第3条関係) 病院(診療所・助産所)開設届出事項変更届出書

#### 病院(診療所・助産所)開設届出事項変更届出書

年 月 日

愛媛県知事 殿

住所(法人にあっては、 主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、

名称及び代表者の氏名)

(EII)

病院、診療所又								
は助産所の名称								
開設の場所								
変更した事項	事	項	变	更	後	変	更	前
変更年月日	年月	日						
変更の理由								

- 注1 不要の文字は、抹消すること。
  - 2 開設者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。
  - 3 次に掲げる書類を添付すること。ただし、(1)に掲げる書類は、免許証を提示する場合にあっては、添付を要しない。
    - (1) 変更があった者の免許証の写し
    - (2) 助産所の嘱託医師の変更にあっては、嘱託医師となる旨の承諾書(嘱託医師の住所又は氏名に変更があった場合を除く。)
    - (3) その他知事が必要と認める書類

**樣式第48号**(第3条関係) 医療法人登記完了届出書

医療污	法人登記完了届出書		年 月	日
愛媛県知事 殿				
眉	主たる事務所 届出者 名称 代表者の氏名			
登記事項	登記年月日	備	<b>2</b>	<del>_</del>

- 注1 「登記事項」欄は、医療法(昭和23年法律第205号)第44条第1項、第50条第 1項、第55条第3項及び第57条第4項の規定による知事の認可に係る事項に該当 するときは、記載を要しない。
  - 2 登記簿の謄本を添付すること。

樣式第49号(第3条関係) 医療法人役員変更届出書

#### 医療法人役員変更届出書

年 月 日

愛媛県知事 殿

主たる事務所の所在地 届出者 名称

代表者の氏名

変更年月日	役職名	就任者名	辞任者名	変更の理由	備考

- 注1 開設している病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者を変更する場合にあっては、備考欄に 印を付し、病院、診療所又は介護老人保健施設の名称を記載すること。
  - 2 次に掲げる書類を添付すること。
    - (1) 定款又は寄附行為に定められた役員の変更に関する手続を経たことを証する 書類
    - (2) 新たに就任した役員の就任承諾書及び履歴書
    - (3) 変更後の役員名簿

**様式第50号**(第6条関係) 病院(診療所・助産所)台帳

(表)

名称			所在地		
開設者	氏名		住 所		
開設許可年 月日	年月	日			
使用許可年 月日	年月	日			
開設年月日	年 月	日			
管理者	氏名		住 所		
診療科目					
病床数及び 病室数	精神病床		床(室)	療養病床	床(室)
加里奴	感染症病床		床(室)	一般 その他 )病床	床(室)
	結核病床		床(室)	計	床(室)
定員	医師			栄養士	
	歯科医師			診療放射線技師	
	薬剤師			理学療法士	
	看護師及び准準	<b>看護師</b>		作業療法士	
	助産師				
	歯科衛生士				
	看護補助者			計	
維持方法					
管理方法					
行政処分の 内容					
構造設備の 概要					
備考					

(裏)

施設名	数	面	積	<b>ᡮ</b>	冓	造	設	備
診察室								
手術室								
処置室								
臨床検査施設								
エックス線装置								
調剤所								
給食施設								
分べん室								
新生児入浴施設								
消毒施設								
洗濯施設								
機能訓練室								
談話室								
食堂								
浴室								
歯科技工室								
入院又は入所施 設	種	類	Į	室番号	病床数	面積	備	考
nx								

注 不要の文字は、抹消すること。